



長野県地球温暖化対策条例

2006（平成18）年3月制定

2013（平成25）年3月改正

概要パンフレット

長野県 環境部 温暖化対策課
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7022 FAX 026-235-7491
長野県公式ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/>
Eメール ontai@pref.nagano.lg.jp



条例の趣旨



長野県は、2006（平成18）年3月に「長野県地球温暖化対策条例」を制定し、事業者や県民と協働して地球温暖化対策を推進してきました。

しかし、長野県の温室効果ガス総排出量（森林吸収量を除く。）は、増大傾向を示しています。2009（平成21）年度には、基準となる1990（平成2）年度と比べ、8.7%増加しました。地球温暖化の影響が県内で顕在化しつつある可能性もあります。

加えて、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴い、国全体及び長野県のエネルギーをめぐる情勢が大きく変化しています。

これらの状況を踏まえつつ、より実効性の高い地球温暖化対策を展開するために、2013（平成25）年3月に「長野県地球温暖化対策条例」を大幅に改正しました。

主な改正ポイント

- * 県の地球温暖化対策は、エネルギーをめぐる状況を踏まえて、企画・実施します。
- * これまでの制度を統合・拡充して、温室効果ガスを多く排出している事業者の省エネ対策や地球温暖化防止の取組をより効果的に促進します。
- * 省エネやフロン類の抑制などにおいて意欲的な目標を掲げる事業者など民間事業者や団体と協定を結び、協働して地球温暖化の防止を推進します。
- * 家電省エネラベルの掲出対象を拡大し、省エネ型の家電製品が店頭で選びやすくなります。
- * 建物を新しく建てる時、環境エネルギー性能と自然エネルギー導入を検討することになります。
- * 県内にエネルギーを供給する事業者による地球温暖化対策（供給エネルギーの低炭素化や自然エネルギーの導入等）を促進します。

目次

条例の趣旨	1
条例の概要	2
基本事項	2
事業活動	3
エネルギー	4
民間事業者や団体との協働	4
建築物	5
家庭	7
交通	7

条例の概要

基本事項

㊦は改正、○は従来どおりのポイントです。

目的

- この条例は、地球温暖化対策の推進を図ることによって、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

条例第1条

県の責務

- ㊦ 県の地球温暖化対策は、エネルギーをめぐる状況を踏まえて、企画・実施します。
- 県は、地球温暖化対策の政策を取りまとめた計画を策定します。環境審議会（外部有識者）が、計画の進捗状況をチェックします。
- 県は、自らの事務・事業における温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実施します。

条例第3条
条例第8条
条例第9条

事業者・県民の責務

- 事業者・県民は、事業活動や日常生活において、省エネや自然エネルギーの利用、公共交通の利用、環境に配慮した製品の選択など、積極的な地球温暖化対策の取組や環境負荷の抑制に努めてください。
- 県が実施する施策へのご協力をお願いいたします。

条例第4条
条例第5条

滞在者・旅行者の責務

- 長野県では、省エネや自然エネルギーの利用など、積極的な地球温暖化対策に取り組んでいます。お越しいただいた滞在者・旅行者の方には、県が実施する施策へのご理解とご協力をお願いいたします。

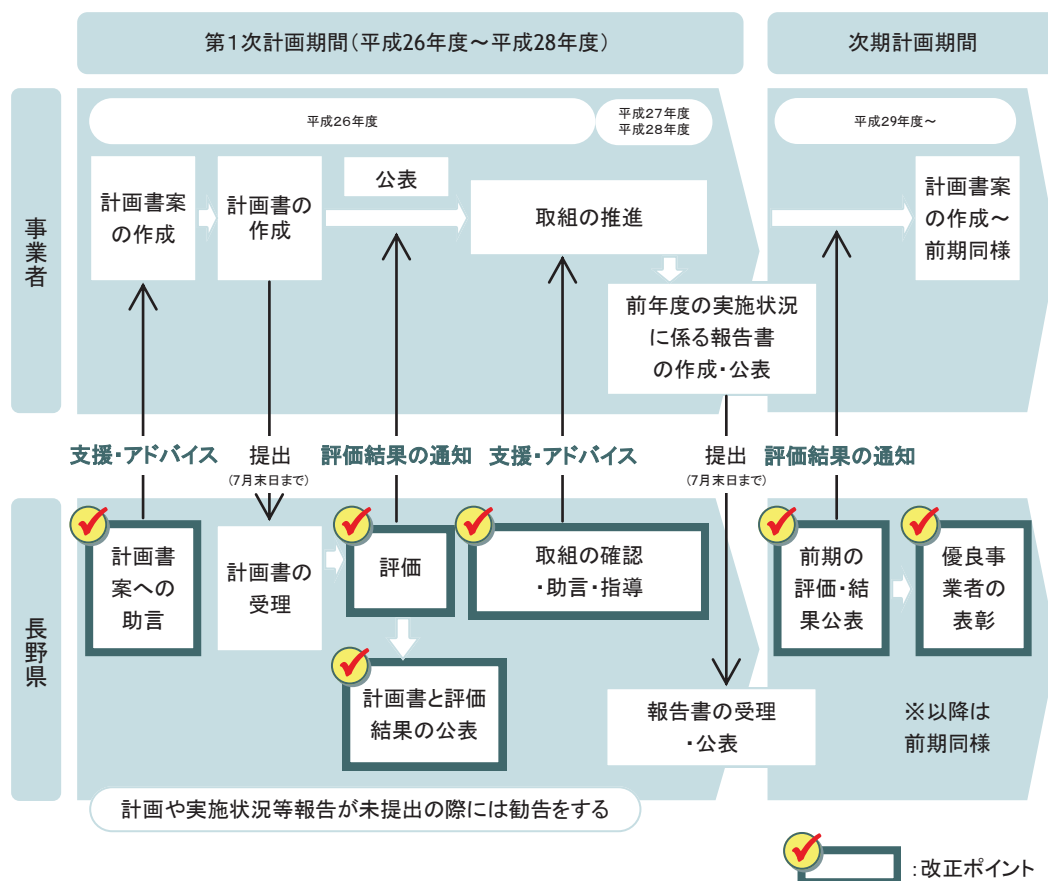
条例第6条

事業活動

事業活動温暖化対策計画書制度

条例第12条

- ② 「排出抑制計画書制度」と「自動車環境計画書制度」を統合し、工場等における地球温暖化対策のほか、新たに交通・物流などに関する地球温暖化対策を加えました。
- ② 対象となる事業者は、次のとおりです。
 - ・ 県内工場等の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl以上
 - ・ 県内で事業活動において使用する自動車の台数が200台以上
 - ・ 県内工場等のCO₂以外の温室効果ガス排出量の合計が3,000t-CO₂以上
- ② 計画の提出は3年に1回です。実施状況の報告は毎年です。
- 事業者と県はそれぞれ計画と報告を公表します。
- ② 県が、重点的に取り組むべき対策を設定します。それに基づき、技術的な助言や現地調査、計画・報告への評価・表彰を実施します。



エネルギー

エネルギー供給温暖化対策計画書制度

- ㊦ 県内にエネルギーを供給する事業者による地球温暖化対策を促進します。
- ㊦ 対象となる事業者は、次のとおりです。
 - ・県内に電気を供給している事業者
(一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者)
- ㊦ 計画の提出は3年に1回です。実施状況の報告は毎年です。
- 事業者と県はそれぞれ計画と報告を公表します。
- ㊦ これまで電気事業者を対象に実施していた「再生可能エネルギー計画書制度」は、条例の施行に伴い「エネルギー供給温暖化対策計画書制度」へ移行します。

条例第25条

民間事業者や団体との協働

地球温暖化の防止に関する協定

- ㊦ 県は、民間事業者や団体と地球温暖化の防止に関する協定を締結し、協働して地球温暖化対策を推進します。
- ㊦ 県は協定内容を公表します。

条例第27条

協定の活用例

*事業者との協定

県は、省エネやフロン類の抑制などにおいて意欲的な目標を掲げる事業者と協定を結び、その取組を支援します。

*エネルギー供給事業者の団体との協定

県は、県内にエネルギーを供給する事業者の団体(電気を除く)と、地球温暖化対策等を促進するための協定締結に努めます。

建築物

建築物環境エネルギー性能検討制度

条例第20条

- ㊦ 建物を新たに建てる時、県が指定する評価指標に基づき、建物の環境エネルギー性能（省エネ等）を必ず検討してください。なお、小規模な建物（300㎡未満）の場合、2年間の周知期間を経て、平成27年4月1日から検討対象となります。
- ㊦ 設計・建築事業者は、県が指定する評価指標などにより、建築主への情報提供に努めてください。
- ㊦ 大規模な建物（2,000㎡以上）の場合、建築主は検討結果を県に届け出る必要があります。
- ㊦ 一定規模の建物（300㎡以上）の場合、建築主は、屋外や玄関、ロビーなどの見やすい場所に、建物の環境エネルギー性能を掲示するよう努めてください。
- ㊦ これまで大規模な建物（2,000㎡以上）を対象に実施していた「建築物環境配慮計画書制度」は、条例の施行に伴い「建築物環境エネルギー性能検討制度」へ移行します。

床面積の合計	性能検討義務	性能表示の努力義務	検討結果の届出義務
10,000㎡以上	○	○	○
2,000㎡～10,000㎡未満	○	○	○
300㎡～2,000㎡未満	○	○ (一戸建て住宅を除く)	—
10㎡超～300㎡未満	○ (平成27年4月1日～)	—	—
10㎡以下、文化財、仮設、冷暖房等なし	—	—	—



自然エネルギー導入検討制度

- ⑧ 建物を新たに建てる時、県のマニュアルに基づき、建物への自然エネルギー設備の導入を必ず検討してください。なお、小規模な建物（300㎡未満）の場合、2年間の周知期間を経て、平成27年4月1日から検討対象となります。
 - ⑧ 非常に大規模な建物（10,000㎡以上）の場合、建築主は自然エネルギー設備の導入に加え、排熱などの有効利用可能エネルギー（未利用エネルギー）の活用を必ず検討してください。
 - ⑧ 設計・建築事業者は、県のマニュアルにより、建築主への情報提供に努めてください。
 - ⑧ 大規模な建物（2,000㎡以上）の場合、建築主は検討結果を県に届け出る必要があります。
 - ⑧ 一定規模の建物（300㎡以上）の場合、建築主は、屋外や玄関、ロビーなどの見やすい場所に、建物の自然エネルギー設備の概要を掲示するよう努めてください。
- ※ 条例では「環境エネルギー導入検討制度」と「自然エネルギー導入検討制度」は別に定めていますが、実際には一体的に運用されます。

自然エネ検討義務	設備表示の努力義務	検討結果の届出義務	未利用エネ検討義務
○	○	○	○
○	○	○	—
○	○ (一戸建て住宅を除く)	—	—
○ (平成27年4月1日～)	—	—	—
—	—	—	—

○ 義務 — 義務なし



家庭

省エネラベル掲出制度

条例第18条

- 県内の家電販売店（対象の電気機械器具を5台以上陳列して販売する店）は、次の器具を販売するとき、省エネラベルを必ず掲出してください。
 - ・エアコン
 - ・テレビ
 - ・電気冷蔵庫
 - ② 蛍光灯器具（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具）
 - ② 電気便座



交通

アイドリング・ストップ実施周知制度

条例第16条

- 駐車場（駐車面積が500㎡以上等）の設置者・管理者は、看板の設置などによって、駐車場利用者にアイドリング・ストップをするよう、必ず呼びかけてください。

自動車環境情報提供制度

条例第17条

- 自動車（新車）を販売する事業者は、その購入をしようとする者に、自動車の燃費などの環境情報を必ず説明してください。